

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、地域限定型一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、次のとおり公告する。

令和 5 年 10 月 27 日

滝川市長 前田 康吉

### 1 入札に付する事項

- (1) 契約の名称 滝川市立病院電話交換設備購入契約
- (2) 納入場所 滝川市立病院
- (3) 納入期限 契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日まで
- (4) 規格・仕様 別途閲覧に供する仕様書及び図面等による。
- (5) 予定価格 事後公表（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 分別解体等の実施の義務付けの有無 義務付けなし。

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 滝川市財務規則（昭和 55 年滝川市規則第 34 号。以下「財務規則」という。）第 129 条第 2 項に規定する資格を有する者の名簿に登録されている者のうち、発注工事等と同種の工事等種目（物品等購入に係る契約）登録されているものであって、かつ滝川市建設工事等指名競争入札参加者指名基準（平成 7 年滝川市告示第 31 号。以下「指名基準」という。）第 2 条に規定する市内業者又は地場業者であること。
- (2) 入札公告日から入札執行日までの間に、滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 11 年滝川市告示第 43 号）第 2 条第 1 項若しくは第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者（指名停止を受けていたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）又は滝川市競争入札参加等除外措置事務処理要領（平成 26 年滝川市要綱第 12 号）第 3 条若しくは第 8 条の規定による競争入札参加等除外措置を受けていない者（競争入札参加等除外措置を受けていたが、当該措置に係る解除の通知を受けた者を含む。）であること。
- (3) 次に掲げる者でないこと。
  - ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当する者
  - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又は入札執行日前 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者
  - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者
  - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者

### 3 入札参加申請書等の提出に関する事項

入札参加希望者は、地域限定型一般競争入札参加申請書を提出すること。

- (1) 提出期間 令和 5 年 10 月 30 日(月)から令和 5 年 11 月 6 日(月)まで  
(日曜日、土曜日及び祝日等を除く。) 毎日午前 9 時から午後 5 時まで

- (2) 提出場所 滝川市立病院 事務課
- (3) 提出方法 (2) の場所へ持参(郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。)
- (4) その他 ア 申請書等の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
  - イ 提出された申請書等は、返却しない。
  - ウ 提出された申請書等は、無断で他に使用しない。

#### 4 仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 入札参加希望者は、滝川市立病院ホームページ内に掲載される仕様書をダウンロードできる。
- (2) 設計図書等に関する質問がある場合においては、次のとおり滝川市立病院ホームページ内に掲載される質疑応答書により提出すること。
  - ア 提出期限 令和5年11月7日(火)午後5時まで
  - イ 提出場所 滝川市立病院 事務課
  - ウ 提出方法 イの場所へ持参、あるいは下記問い合わせ先メールアドレスへ送信すること。
- (3) (2) の質疑応答書は、次のとおり閲覧に供するものとする。
  - ア 閲覧期間 令和5年11月7日(火)まで
  - イ 閲覧場所 滝川市立病院ホームページ内に掲示

#### 5 入札手続等に関する事項

- (1) 入札の日時 令和5年11月10日(金)午前10時00分
- (2) 入札の場所 滝川市立病院 3階 会議室1
- (3) 入札方法
  - ア 入札の回数は原則として3回までとする。
  - イ 入札参加資格者の数が1者若しくは1企業体のときは、入札を執行しないものとする。
  - ウ 郵便、電報、FAX等による入札は認めないものとする。
- (5) 入札書記載金額
  - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (6) 最低制限価格の設定の有無
  - 設定しない。
- (7) 低入札価格調査基準の設定の有無
  - 設定しない。
- (8) 消費税等課税事業者等の申出
  - 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

#### 6 入札の無効に関する事項

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しない又は該当しなくなった者による入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札
- (3) 市長が別に定める建設工事等競争入札心得及びその他入札に係る条件に違反した者による入札
- (4) 入札書の提出時に積算内訳書の提出を求めている場合において、積算内訳書が未提出又は提出され

た積算内訳書が未記入であるなど不備がある者による入札

## 7 入札保証金に関する事項

免除する。

## 8 落札者の決定及び入札参加資格の確認に関する事項

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で、かつ、最低の価格で入札した者を落札候補者とし落札決定を保留とした上で、入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。入札参加資格がない場合は、次順位入札者から順次確認を行い、落札者が決定するまで繰り返すものとする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。また、低入札価格調査制度を適用する場合において、最低価格入札者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者の、入札参加資格の有無を確認するものとする。

(2) 入札参加資格の確認の結果、不適格と認められたときは、その理由を記載した文書により落札候補者に通知するものとする。

(3) (2) による通知を受けた者は、その理由の説明について、次のとおり、書面（様式は自由）により市長に対して求めることができる。

ア 提出期限 令和 5 年 1 月 24 日(金)までの午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所 滝川市立病院 3 階 事務課

ウ 提出方法 イの場所へ持参することとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。

(4) 不適格理由の説明を求められたときは、(3) のアに規定する提出期限から起算して 3 日以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 9 契約書作成の要否等に関する事項

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 契約保証金は免除する。

## 10 支払いの条件に関する事項

(1) 前金払 しない。

(2) 中間前金払 しない。

(3) 部分払 しない。

## 11 議会の議決に関する事項

当該入札に係る契約は、滝川市議会の議決を要しない。

## 12 その他

(1) 入札参加資格者は、財務規則、市長が別に定める建設工事等競争入札心得、その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合、滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止又は滝川市競争入札参加等除外措置事務処理要領に基づく競争入札参加等除外措置を行うことがある。

(3) 談合情報があった場合は、事情聴取、誓約書及び積算内訳書等の徴取並びに公正取引委員会に通報することがある。

(4) 談合の疑いがあると認められるときなど、入札までの間にやむを得ない事由により、当該工事等の

入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札参加資格者がいない場合又は入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。

なお、中止となった場合でも、申請書及び関係書類の作成費用並びに設計図書等の複写費用は入札参加資格者の負担とする。

(5) 契約締結後に、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。

(6) 書類の提出、その他入札に関し不明な点の問い合わせ先は、下記の連絡先とする。

滝川市立病院 事務課 経営管理係

電話 0125-22-4311 (内) 1324

メール [keiri@med.takikawa.hokkaido.jp](mailto:keiri@med.takikawa.hokkaido.jp)